

# 旧香川診療所不用品仕分け・集約、及び収集・運搬等業務委託仕様書

## 1 業務概要

### (1) 目的

旧香川診療所の建物及び敷地内にある不用品（一般廃棄物（事業系）、産業廃棄物、医療機器、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で規定された廃家電、PC及びその関連機器等）について、解体、仕分け、集約、その他付帯する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係諸法令の規定に基づき、不用品ごとに適正に処理するものとする。

### (2) 実施時期

#### ア 履行期間

契約締結日から令和7年8月29日まで

#### イ 現場作業時間

原則として午前8時30分から午後5時まで

### (3) 排出場所

旧香川診療所（高松市香川町浅野1260）

### (4) 作業内容

ア 不用品の収集・運搬を行うため、必要に応じて解体するなどにより廃棄物の種類ごとに仕分け・集約を行い、高松市西部クリーンセンター若しくは高松市南部クリーンセンター又は許可を受けている処分場所に運搬する。

なお、カルテ等の個人情報記録された紙類については、高松市南部クリーンセンターにおいて焼却処分することとするため、本市職員の立会いの下、指定する日に同センターまで運搬する。

イ 機密情報等が記録されている可能性がある媒体（PC、フロッピー、DVD等）については、物理的な破壊などを行い情報の漏洩防止を図ることとし、その写真を添付した報告書を提出する。なお、PCについては、それぞれの個体に番号を付すなどにより、そのハードディスクが破壊されていることが判別できるようにする。

ウ 家電リサイクル法で規定された廃家電については、種類、規格、メーカーごとに分類された一覧表を作成した上で、高松市病院事業管理者に代行して一覧表を基に家電リサイクル券の手配を行い、同法に基づき、指定引取場所に運搬する。その後、リサイクル券の写しを発注者に提出する。

エ 排出する医療機器のうち、旧北館1階にあるCT（東芝製 TSX-033A）については、事前に絶縁油タンク（PCB含有なし）を取り出す必要があるため、当該医療機器メーカー担当者の立会いの下、指示を受けながら作業を行うものとする。

オ 消火器については、高松市病院事業管理者に代行しリサイクルシールを貼付して、指定引取場所に運搬する。

カ 原則、不用品の全てを収集・運搬するものとする。

ただし、不用液体等（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ）及び特別管理産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産廃）並びに処分困難物（PCB付着の可能性のある機器類等）については、別途廃棄処理を行うため、必要に応じてポリ容器等に移し替えるなどにより指定する場所に集積するものとする。なお、蛍光灯安定器（高濃度）については、PCB調査で含有なしとの結果が出ている。

- (5) 不用品の種類（混合廃棄物を含む。）
- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ア 一般廃棄物（事業系）  | キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| イ 廃プラスチック類    | ク PC及びその関連機器等           |
| ウ 紙くず         | ケ 特定家庭用機器               |
| エ 木くず         | コ 医療機器                  |
| オ 金属くず        | サ 消火器                   |
| カ 水銀使用製品産業廃棄物 |                         |
- (6) 処理予定数量
- ア 不用品の収集・運搬予定数量は、約 1,800 m<sup>3</sup>とする。
- イ 特定家庭用機器の集積数量は、約 280 台とする。
- ウ 消火器の数量は約 50 本とする。（全てリサイクルシールの貼付が必要）
- (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ア 産業廃棄物の収集時、マニフェストの記載事項を確認し、所定欄に署名、押印する。発注者にA票を手渡し、残りのマニフェストを産業廃棄物とともに処分業者に回付し、B1票を手元に保管する。運搬終了後、B2票を発注者に送付する。
- イ マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要量を提供する。
- (8) 注意事項
- ア 収集・運搬に当たっては、廃棄物が飛散し、流失し、悪臭が漏れることがないようにすること。また、許可された車両において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業許可書の写しを携帯すること。
- イ 不用品の搬出に当たり、樹木を剪定したり、天井や壁に穴を開けるなどの必要が生じた場合は施工箇所を連絡するとともに、アスベスト含有のおそれがある場合は、別途調査を行った上で施工すること。
- また、建物の外に搬出するために必要な扉の解体などを行った場合で、外部に面し開口した部分は、合板等で塞ぐなど、外部からの侵入防止策を講じること。
- ウ 作業に当たり生じる車両等の騒音について、周辺住民に配慮すること。
- エ 発注者の指示に従い、業務着手前及び業務完了後の写真を撮影し、発注者へ提出すること。

## 2 法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか関係法令の規定を遵守するとともに、発注者の指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

## 3 秘密の保持

この業務の履行の過程においては、秘密保持に万全の措置を講じ、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 4 安全の確保

業務を遂行するに際しては、安全に留意し、事故のないよう万全を期すこと。

5 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

6 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の履行や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起らないよう十分配慮すること。また、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため、健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法規を遵守すること。